

平成 22 年度 事業計画

生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)を取り巻く社会・経済環境は、個人消費の低迷、後継者の不足、消費者ニーズの多様化、競争の激化などの従来からの問題に加えて、新型インフルエンザへの対応など、生衛業に多大な影響を与える新たな問題も生じており、依然として厳しい状況が続いている。

このような厳しい状況におかれても、地域生活に密着している生衛業には、経営の安定を図り、顧客の信頼を得るための安心・安全・清潔なサービスの提供が以前にも増して強く求められている。

生衛業が置かれているこのような状況をふまえ、平成 22 年 3 月に策定した「経営基本計画」に基づき、各生活衛生営業同業組合(以下「生衛組合」という。)と協働して生衛業の経営の健全化及び振興を通じて更なる衛生水準の維持向上を図るとともに生衛業が抱える課題等の解決に向けて、次の事業を実施する。

1 相談室運営事業

指導センター内に相談室を常設し、生衛業者に対する衛生水準の維持向上、経営上必要な融資、税務、労務等の相談指導・助言等を行うとともに、消費者または利用者の苦情等に関する相談業務を行う。

なお、税務に関する高度な専門的相談については、税理士を委嘱して指導・助言を行う。

2 郡内地区相談室設置運営事業

富士・東部保健所に地区相談室を開設し、経営特別相談員(以下「特相員」という。)の協力を得て、地域の実情に応じた経営及び苦情に関する相談・指導業務を行う。

3 経営改善資金融資等指導事業

(1) 経営改善資金融資等事業

各生衛組合と協力して、山梨県知事が委嘱している特相員の活動を指導・支援し、融資機関との連携のもとに資金の円滑な導入を図る。

(2) 生衛業特別指導事業

業界の近代化を促進するため、各生衛組合が策定・推進している振興計画に基づく諸事業について、円滑に実施できるよう支援する。

4 特相員研修事業

山梨県知事から委嘱されている特相員について、業務上必要な知識の修得、資質と能力の向上を図ることを目的に研修会を開催する。

また、生衛業界の自主的努力を一層効果的にするため、特相員の活動について指導・助言等を行う。

5 生衛業情報化整備事業

生衛業に関する各種情報について、コンピューター等情報化機器を活用しながらそのデータを蓄積して経営相談や指導に活用するとともに、各生衛組合や生衛業者に各種情報について広く発信する。

6 生衛業地域生活支援事業

高齢者や障害者等に対して、適切なサービスを提供するために必要な、接客に関する介護等の基礎知識等を修得するとともに、安心して快適に生衛業の施設が利用できるバリアフリー化の必要性等について生衛業者を対象に講習会を開催する。

7 日本政策金融公庫資金融資指導事業

山梨県から委託されている日本政策金融公庫資金融資に係る推薦業務について、各生衛組合及び融資機関と協調して、迅速かつ的確な事務処理を行い、円滑な資金の導入を図ることにより業界の活性化に資する。

8 標準営業約款登録事業

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に設けられている標準営業約款制度の普及啓発を促進するため、関係する生衛組合と協調して生衛組合員を中心にその周知に努め、登録店の拡大並びに登録更新について積極的に推進する。

また、利用者に対しては登録店の利用を推奨するための広報を実施する。

9 クリーニング師研修等事業

クリーニング業法に基づくクリーニング師研修・業務従事者講習会について、全国生活衛生営業指導センターを通じて県からの委託を受けて開催し、クリーニング師及び業務従事者の資質の向上を図る。

10 景気動向等調査事業

生衛業の健全な育成と融資制度の充実に資するため、生衛業界の景気動向、設備投資動向及び経営上の諸問題等を定期的に把握する。

11 後継者育成支援事業

若年者の生衛業に対する職業観の向上及びそれによる生衛業への就業を促進し、生衛業界の後継者育成に資するため、平成 20 年度から取り組んでいる事業を継続して実施し、各生衛組合においてインターンシップ事業に取り組める体制づくりを進める。

12 経営改善推進事業

生衛業の経営改善に資することを目的に、クリーニング業を対象として、平成 20 年度から取り組んでいる事業を継続して実施し、クリーニング業界における地域の実情に即した経営モデル事業について、クリーニング組合の意向をふまえながら実施する。

13 生衛業振興事業

生衛業における衛生水準の維持向上を図るとともに振興・活性化及び組織の強化を図るため、県下 8 生衛組合が一致団結してイベント「やまなし生衛フェア～感謝まつり～」を開催するとともに、各生衛組合において実情に即した振興事業を実施する。